

環太平洋大学 内部質保証の方針

環太平洋大学（以下「本学」という。）における建学の精神、教育理念、使命 目的及び教育方針等の実現に向け、内部質保証を恒常的に機能させることを目的とし、本方針を定める。

1. 基本的な考え方 方針

建学の精神、教育理念、教育指針、行動指針に基づき、自らの責任において教育研究活動等の状況について点検及び評価を行ったうえで、その結果を検証して改善に結びつけることにより、教育の質の保証及び向上を目指す。さらに、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしていく。

2. 組織体制・責任・役割

(1) 本学の教学マネジメントに責任を負う組織として、学長の下に教育経営会議を設置する。さらに、内部質保証を推進する組織として、内部質保証委員会を置く。

(2) アセスメントポリシーに掲げる各評価項目について、大学評価・IR室がデータを用いて分析・評価し、内部質保証委員会に報告を行う。内部質保証委員会でこれを検証し、教育経営会議と教授会を通して学内への周知・共有を図る。この報告を活用して、各学部学科及びセンターは教育改善を行う。

(3) 監事室、第三者評価委員会、学生評価委員会は、本学の自己点検・評価の客観性と公平性を担保するため、本学の自己点検・評価活動に関する検証を行い、その結果を内部質保証委員会に報告する。

(4) 学部・研究科・センター・委員会・事務局（以下「各部局」という。）は、中期計画にもとづく事業計画・事業報告を通して、各部局の長の責任の下、自己点検・評価を行い、各部局における構成員が連携・協力して改善・向上に取り組む。

(5) 組織的なFD・SD活動や研修会等を通じて、教職員自らも内部質保証を推進する担い手として、カリキュラム整備、教育方法の開発、学修支援や学生生活支援等、教育研究活動の質の向上に努める。

(6) 教員は自己の教育研究活動を自ら点検・評価することによって、その活動の改善及び向上を図り、教育研究の質を保証する。

3. 手続きと運用

(1) 各教員は、教育研究業績書等を通して自己点検・評価を行い、教育事務局に報告する。

(2) 各部局は、部局事業報告書等を通して自己点検・評価を行い、自己点検評価委員会に報告する。

(3) 自己点検評価委員会は、部局ごとの事業報告書を取りまとめ、全学自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証委員会に報告する。

(4) 内部質保証委員会は、全学自己点検・評価報告書に基づき、全学的な観点からの点検・評価を行い、その結果を教育経営会議に報告する。

(5) 学長は、教育経営会議の審議を経て、各部局へ改善実施の指示を行い、各部局は、当該事項に対する事業計画書を作成し実行する。

(6) 内部質保証委員会は、本学の社会的責任を果たすため、自己点検評価結果を社会に公表する。

(7) 中期計画に基づく事業計画の進捗状況は、理事会で定期的に点検・評価を行い、教職員に通知する。

(8) PDCAサイクルの適切性を定期的に検証するため、学外の有識者や学生に外部評価を依頼する。

(9) 本学の内部質保証は、「環太平洋大学内部質保証組織図」を基軸とし、柔軟かつ適切に推進する。

(10) 内部質保証システムは、定期的に検証し、必要な改善を行う。